

第1回勝山警察署協議会

開催日時	令和7年5月14日（水）午前11時から
開催場所	勝山警察署 2階講堂
出席者	勝山警察署協議会委員 5名 勝山警察署員署長以下 7名
協議会の概要	
<p>1 委嘱状交付</p> <p>2 会長挨拶</p> <p>3 署長挨拶</p> <p>4 議事概要 管内概況説明等</p> <p>5 意見・質疑及び応答</p> <p>○ 委員：横断歩道がない場所で、人が道路を渡ろうとしている場合は停車しなくてはいけないのか。</p> <p>● 警察： 道路交通法で、停車しなければならないのは「信号機のない横断歩道で人が渡ろうとしている場合」と明記されています。横断歩道がない道路で人が渡ろうとしている場合、車が停車しなくても一部の例外はありますが法律違反にはなりません。しかし、道路交通法等ではドライバー等は歩行者の通行を妨げてはいけないと規定されていますので十分留意してください。</p> <p>○ 委員： 以前、区長をしている時に、隣の集落で窃盗事件があった際に、警察から、区で設置している防犯カメラの映像を見せて欲しいということで協力した。しかし、その後、どこの地区で発生したのか、今後の対策はどうしたらいいのか等、警察から何も説明がなかった。せめて区長会などで防犯広報等を行って欲しい。</p> <p>● 警察： 今後、区長会など住民の方が集まる機会を通じて防犯広報や説明を行っていきたいと考えております。</p> <p>○ 委員： 駐在所の方が、特殊詐欺被害防止のための国際電話休止手続きなどで各家を回っていただいておりますが有り難く思っています。しかし、警察の人事異動などで新しく赴任してきた警察官だと、最初顔が分からないので、公民館報などで顔写真を載せるといいと思う。</p> <p>● 警察： 機関誌等に顔写真を掲載して自己紹介している駐在所もあります。今後、各駐在所員に対して、公民館等に働きかけて顔写真を掲載するなどの指示を行っていきます。</p> <p style="padding-left: 2em;">また、駐交番の警察官が、巡回連絡という形で各家を回り、その時の情勢に合わせた防犯広報等を行っていきますので、よろしくお願い致します。</p> <p>○ 委員： 病院の敷地内駐車場にある横断歩道や一旦停止などは法律的に効力があ</p>	

るのか。

- 警察： 病院の敷地内駐車場は道路ではないので、道路交通法上の標識とは異なり、効力はありません。病院側が注意喚起のために設置しているものと思われるので、事故防止に留意してください。
- 委員： ゴールデンウィーク中、市内の恐竜博物館へ通じる道路では、県外ナンバーの車やレンタカーが多く、非常に混雑していた。この連休中は、交通事故は多かったのか。
- 警察： ゴールデンウィーク中、やはり県外車両の事故は増加しました。しかし、新聞に掲載されるような大きな事故ではなく、ドア開閉時等の接触事故が大半を占めていました。

以上

